

令和4年度定期監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等	担 当 課
(6)	<p>支出事務について①</p> <p>一部の備品購入事務において、契約の締結後に歳出予算の流用を行っている事案があった。これは、落札額に応じて予算流用等ができるように財政経営課と協議は図られてはいたものの、入札執行の時点では予算の流用が決定されていなかったものである。支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない(地方自治法第 232条の3)ので、今後は、事前に予算流用等の手続きを行い、予算配当を確認した上で、入札執行及び契約締結を行われたい。</p> <p>また、同契約の支出事務において、契約の締結時に支出負担行為決議票を起票すべきところ、支出決定の際に支出負担行為兼支出決議票を起票していた。支出負担行為決議票については、東海村財務規則第58条第1項に、歳出予算に係る節の区分ごとに、支出負担行為として整理する時期(支出決定のとき、契約を締結するとき、請求のあったとき、など)や支出負担行為の範囲(金額)が定められている。また、会計事務の支出事務に係る手順書「予算執行マニュアル」も整備されているので、今一度、職員各自がマニュアルを参照し、規則等に従い適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>地域戦略課の予算の流用に伴う備品購入契約については、不用額の発生を抑えるため、契約の締結に併せて歳出予算の流用を遡って行うこととしましたが、契約時に流用が決定されておらず、結果として予算措置がない状況で、入札執行及び契約締結を行う形となりました。</p> <p>今後は、入札執行前に予算措置がされるべく歳出予算の流用を行うことを徹底し、適正な予算執行に努めてまいります。</p>	財政経営課
(6)	<p>支出事務について②</p> <p>一部の備品購入事務において、契約の締結後に歳出予算の流用を行っている事案があった。これは、落札額に応じて予算流用等ができるように財政経営課と協議は図られてはいたものの、入札執行の時点では予算の流用が決定されていなかったものである。支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない(地方自治法第 232条の3)ので、今後は、事前に予算流用等の手続きを行い、予算配当を確認した上で、入札執行及び契約締結を行われたい。</p> <p>また、同契約の支出事務において、契約の締結時に支出負担行為決議票を起票すべきところ、支出決定の際に支出負担行為兼支出決議票を起票していた。支出負担行為決議票については、東海村財務規則第58条第1項に、歳出予算に係る節の区分ごとに、支出負担行為として整理する時期(支出決定のとき、契約を締結するとき、請求のあったとき、など)や支出負担行為の範囲(金額)が定められている。また、会計事務の支出事務に係る手順書「予算執行マニュアル」も整備されているので、今一度、職員各自がマニュアルを参照し、規則等に従い適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>契約締結後の予算流用について、今後は流用の手続きをしてからの入札執行を徹底いたします。</p> <p>支出負担行為についても、財務規則や各マニュアルの参照を各職員に徹底し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	地域戦略課
(7)	<p>備品の適正管理について</p> <p>3課の備品台帳の検査と、そのうち1課について備品の現物確認を行ったところ、備品台帳に未登録のもの、保管場所が古い名称のまま変更されていないもの、保管場所が違うもの、新たに購入したもので規格、取得先等の記入がないものなどが複数あった。また、一部の課では、定期的な備品台帳と現物の照合は行われていなかった。</p> <p>東海村財務規則第259条には、所管の課長は備品台帳を備え、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないことや、所管する備品について、備品台帳により毎年4月末日までに財政経営課長及び会計管理者へ通知することなどが定められている。所管備品について通知するには、備品の照合・確認が必要である。このため、各課においては、備品台帳への規則に則った記載や、定期的な備品台帳と現物の照合を行い、当該規則に基づく適正な備品管理を行ってほしい。</p>	<p>御指摘の事案については、備品の取得、異動、処分の際の適正な手続きを庁用掲示板を通して全課室に周知いたします。また、定期的に備品台帳と現物の照合等を行い、備品台帳を整備するよう改めて指導し、適正な備品管理に努めてまいります。</p>	財政経営課